

道路交通法、道路交通法施行令及び道路
交通法施行規則の一部改正に伴う自動車
の使用制限に関する規定等の運用につい
て

警察庁丙交企発第 80号

昭和 53 年 10 月 6 日

各 管 区 警 察 局 長
警 視 総 監
各 道 府 県 警 察 本 部 長
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 交 通 局 長

道路交通法の一部を改正する法律（昭和53年法律第53号）、道路交通法施行令の一部を改正する政令（昭和53年政令第313号）及び道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和53年総理府令第37号）の改正の趣旨、基本的理念、要点及び運用上の主な留意事項については、昭和53年9月14日付け警察庁乙交発第3号をもって通達されたところであるが、これらの一部改正のうち、自動車の使用制限に関する規定等の趣旨、要点及び運用上の留意事項は下記のとおりであるから、遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「法」とは道路交通法（昭和35年法律第105号）を、「令」とは道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）を、「規則」とは道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。

記

第1 自動車の使用者の義務の強化等に関する規定の整備の趣旨

企業等における事業活動の活発化に伴い、事業に関して自動車を使用する企業等が増加している。これに伴い、事業に関して使用される自動車等に係る交通違反が依然として跡を絶たず、特に組織的かつ計画的に行われる「企業ぐるみの違反行為」も多発しているところである。

現行規定において、企業等の事業活動に関する道路交通法令の違反行為に対しては、司法的措置として自動車等の運転者、安全運転管理者等（下命・容認の禁止に関する規定に違反する場合等）及び雇用者（両罰規定の適用がある場合等）に対する罰則が適用され、また、道路における危険防止のための行政措置として、運転者に対する運転免許に関する行政処分及び自動車の使用者（自動車運送事業者等を除く。）に対する安全運転管理者の解任命令の措置を講ずることができることとなっているが、いわゆる「企業ぐるみの違反行為」を行い、自動車の使用を認めることとする場合には著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められるときにおいても、自動車の使用者に対して、その使用する自動車又は使用者の事業に係る行政措置が講じられないままとなっており、企業等における事業活動に関しての違反行為の防止の徹底を期しえない状況にある。

このような実情にかんがみ、このたびの改正では企業等における事業活動に関しての違反行為の防止のための根源的対策の一環として自動車の使用者が無免許運転等の違反行為を自動車の運転者に対し下命又は容認することを禁止するとともに、自動車の使用者等がこれに違反し、よって自動車の運転者が無免許運転等の違反行為をした場合で、その自動車の使用者がその者の業務に関し、自動車を
使用することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、公安委員
会は自動車の使用の制限をすることができることとしたものである。

第2 自動車の使用者の違反行為の下命又は容認の禁止に関する規定の整備

(1) 趣旨及び要点

企業等における事業活動に関連しての道路交通法令の違反行為が企業ぐるみで組織的かつ計画的に敢行され、自動車の運行を直接管理する地位にある者ではなく、自動車の運行を総括的に支配する地位にある者である自動車の使用者の命令等により行われることの多い実情にかんがみ、企業等における事業活動に伴い生ずることが多いと認められる積載制限違反等の違反行為の防止を更に徹底するため、自動車の使用者は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、これらの違反行為をすることを命じ、又は容認してはならないこととし、自動車の使用者の義務を強化することとしたものである。

(2) 内容

ア 自動車の使用者について

「自動車の使用者」とは自動車を使用する権原を有する者で、かつ、自動車の運行を総括的に支配することのできる地位にある者をいい、法人及び自然人を含む。

一般的には、自動車の使用者は自動車の運転者を雇用する者と重なることが多いが、運転者と雇用者との雇用関係よりも、自動車とその自動車の運行管理の關係に着目し、使用の実態、雇用関係等を十分に勘案して判断するようにされたい。自動車を使用する権原を有する者とは自動車の所有権、賃借権等を有する者であり、一時的に使用する使用貸借関係の当事者を含むが、明らかに不法に占有している者は含まない。自動車の運行を総括的に支配することのできる地位にある者とは、法律上又は事実上具体的な自動車の運行を総括的に管理し、支配することのできる地位にある者をいい、賃貸借に係る自動車については賃貸権を有する者が、所有権留保に係る自動車については現に使用している者がこれにあたる。また、自動車の使用者には道路運送法の規定による自動車運送事業者及び通運事業法の規定による通運事業者も含む（法74条の2参照）。

イ 安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者

「安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者」を自動車の使用者に含むとする規定は、自動車の使用者には法人が含まれること及び安全運転管理者等その者の行為が自動車の使用者の行為とみなされる地位にある者が含まれることを明確にするとともに本条の両罰規定の適用に係る行為者は業務主である自動車の使用者の代理人、使用人その他の従業者のうち、具体的な自動車の運行に関し、違反に係る自動車の運転者に対し自動車の運転を命ずる権限のある者に限られることを明確にする趣旨である。自動車の運転者に対し下命又は容認の禁止に係る違反行為を命じ、又は容認した者が当該行為者にあたるかどうかについては、かかる権限を付与されているかどうか等を考慮して判断するようにされたい。一般的には法人の代表者、法人

又は人の代理人はその肩書を問わず当該行為者に該当し、「総務部長」、「人事部長」、「支店長」、「営業部長」等の地位にある者もこれにあたる。なお、一時的に職務権限を付与された者も含まれるので運用に際して留意されたい。

ウ 自動車の運転者

下命又は容認の禁止に係る運転者について「車両等の運転者」を「自動車の運転者」に改め、原動機付自転車、軽車両、トロリーバス又は路面電車の運転者を除くこととした。これにより、改正法の施行後においては、原動機付自転車等のこれらの車両等の使用者がその者の業務に関し、運転者に対し、下命又は容認の禁止に係る違反行為を命じ、又は容認した場合においては、違反行為を具体的に命じた者等について当該違反行為の教唆犯又は幇助犯として刑法総則が適用されることとなるので留意されたい。

なお、自動車の運転者と自動車の使用者との間には法律上又は事実上の支配関係があることが必要であるが雇用関係の存在は必要としない。

エ 下命又は容認の禁止に係る違反行為

下命又は容認の禁止に係る違反行為は、次のとおりである。

- ① 無免許運転（法第75条第1項第1号）
- ② 速度制限違反（ " 第2号）
- ③ 酒気帯び運転（酒酔い運転を含む。）（ " 第3号）
- ④ 過労運転等（麻薬等運転を含む。）（ " 第4号）
- ⑤ 大型自動車等無資格運転（ " 第5号）
- ⑥ 積載制限違反（ " 第6号）

速度制限違反行為に係る規定については、改正前の法第74条第2項に規定する最高速度制限違反行為の誘発等の禁止に係る雇用者の義務に関する規定に代わるものである。

大型自動車等無資格運転には、緊急自動車である大型自動車、緊急自動車である普通自動車、又は緊急自動車である自動二輪車をそれぞれ無資格で運転する場合が含まれることとなったので留意されたい。

第3 自動車の使用の制限に関する規定の整備

1 自動車の使用の制限の要件

自動車の使用者に関し、次に掲げる要件を備えることとなった場合において、公安委員会は自動車の使用者に対し、違反に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとした。

- ① 自動車の使用者等が、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、無免許運転等の違反行為を下命又は容認したこと。
- ② 自動車の使用者等がした下命又は容認行為により自動車の運転者が下命又は容認に係る違反行為をしたこと。
- ③ ①及び②の要件を備える場合において、自動車の使用者がその者の業務に関し、自動車を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められること。
 - (1) 自動車の使用者等がした下命又は容認行為と自動車の運転者の違反行為との因果関係

運転者がした違反行為は業務に関し自動車の使用者等がした下命又は容認行為によるものでなければならず、したがって、下命又は容認に係る違反行為と運転者がした違反行為とは同一の違反行為であり、かつ、自動車の運転者がした違反行為は下命又は容認によるものであり専ら別の事情によるものでないことが必要である。下命又は容認行為と自動車の運転者がした違反行為を立証する場合にはこれらの点に十分配慮するようされたい。

(2) 自動車の使用者がその者の業務に関し自動車を使用することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあることの認定

自動車の使用者に係る危険性の認定については、公安委員会が個々の事案に対して特別の判断をすることは必要でなく、令第26条の6各号に掲げるいずれかの場合に該当するときには著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められるものとして運用されたい。なお、令第26条の6各号のいずれかに該当する場合で、使用の制限の事由とされる下命又は容認行為が災害時における緊急物資の輸送等その他やむを得ない事情に基づくものであるときは、自動車の使用者がその者の業務に関し自動車を使用することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとは認められない。

2 使用の制限の処分をすることとなる公安委員会

自動車の使用の制限を命ずる公安委員会は、違反に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会が行うこととした。

「自動車の使用の本拠」とは、その自動車の保有者その他その自動車の管理責任者が存在し、運行の拠点となる場所をいい、具体的には「△△会社〇〇支店」、「☆☆運輸□□営業所」等の名称のもとに自動車を運行の用に供している事業所等が使用の本拠である。

3 使用の制限の処分に係る自動車

自動車の使用の制限の処分に係る自動車は違反に係る自動車とすることとした。

「違反に係る自動車」とは、自動車の使用の制限の処分の事由となる運転者の違反行為に用いられた特定の自動車をいう。違反行為に用いられた自動車が滅失した場合、当該自動車をまつ消登録した場合等においては、処分の対象となる自動車は存在せず、したがって自動車の使用の制限の処分はできないこととなるので留意されたい。

ただし、自動車の使用の制限の処分を免れる目的で当該自動車の登録番号を変更する場合は登録番号変更後の自動車が違反に係る自動車になる。

4 自動車の使用の制限の処分の内容及び効果

自動車の使用の制限の処分の内容は、「違反に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない」ことである。「運転し、又は運転させてはならない」とは、事業に関するかどうか等目的及び用途を問わず、当該自動車を運行の用に供してはならないの意味である。

一切の運転を禁止することとした趣旨は、自動車が運行の用に供された場合に当該運行が業務に関するかどうかについて判断することは困難であり、脱法を目的として運行の用に供することを禁止することにある。

5 処分基準

公安委員会が行う自動車の使用の制限処分は、令第26条の6に定める基準によるものとし、その基準は、次のとおりである。

- (1) 自動車の使用者等が次表の左欄に掲げる違反行為を下命又は容認し、それにより自動車の運転者が同表の右欄に掲げる違反行為をしたときは、6月を超えない範囲内の期間の運転の禁止を命ずるものとする。

左 欄	右 欄
法第117条の2第1号の違反行為(以下「酒酔い運転」という。)	酒酔い運転
法第117条の2第1号の2の違反行為(以下「麻薬等運転」という。)	麻薬等運転
法第118条第1項第1号の違反行為(以下「無免許運転」という。)	無免許運転
法第118条第1項第5号の違反行為(以下「無資格運転」という。)	無資格運転

- (2) 自動車の使用者等が次表の左欄に掲げる違反行為を下命又は容認し、それにより自動車の運転者が同表の右欄に掲げる違反行為をした場合において①から③までに掲げるいずれかの事情があるときは、4月を超えない範囲内の期間の運転の禁止を命ずるものとする。

左 欄	右 欄
法第118条第1項第3号の違反行為(以下「過労運転等」という。)	過労運転等
法第65条第1項の規定に違反する行為(以下「酒気帯び運転」という。)	酒酔い運転又は法第119条第1項第7号の2の違反行為(以下「政令酒気帯び運転」という。)

- ① 自動車の使用者が過去1年以内に自動車の使用制限の命令を受けた者であること。
- ② 自動車の使用者等が過去1年以内に法第75条第1項の規定に違反したこと。
- ③ 自動車の運転者がその違反行為をし、よって人の死傷又は建造物の損壊に係る交通事故を起こしたこと。

過労運転等又は酒気帯び運転の下命又は容認については具体的行為の危険性の度合等を勘案し、①から③までの事情のいずれかに該当するときに処分することとし、また運転禁止期間の上限も4月としたものである。①及び②については自動車の使用者等による違反行為の下命・容認の反復の事実から道路における著しい交通の危険の発生のおそれを勘案し、③については当該違反行為による結果の重大性を勘案したものである。

酒気帯び運転の下命又は容認行為については、自動車の運転者が酒酔い運転をした場合を含むことに留意するとともに、酒酔い運転の下命又は容認行為により自動車の運転者が酒気帯び運転をした場合には処分事由にはあたらないことから、酒気帯び運転の下命又は容認行為があったことを立証するように配意されたい。

- (3) 自動車の使用者等が次表の左欄に掲げる違反行為を下命又は容認し、それにより自動車の運転者が同表の右欄に掲げる違反行為をした場合において、①から④までのいずれかの事情があるときは、3月を超えない範囲内の期間の運転の禁止を命ずるものとする。

左 欄	右 欄
法第118条第1項第2号の違反行為(以下「最高速度制限超過運転」という。)	最高速度制限超過運転
法第119条第1項第3号の2の違反行為(以下「積載制限違反運転」という。)	積載制限違反運転

- ① 自動車の使用者が過去1年以内に自動車の使用制限の命令を受けた者であること。
- ② 自動車の使用者等が過去1年以内に法第75条第1項(無免許運転、無資格運転、過労運転等又は酒気帯び運転に係る部分に限る。)の規定に違反したこと。
- ③ 自動車の使用者等が過去1年以内に2回以上法第75条第1項(最高速度制限超過運転又は積載制限違反運転に係る部分に限る。)の規定に違反したこと。
- ④ 自動車の運転者がその違反行為をし、よって人の死傷に係る交通事故を起こしたこと。

最高速度制限超過運転又は積載制限違反運転については具体的な違反行為の危険性の度合等を勘案し①から④までのいずれかの事情があるときに処分することとしたものである。

令第26条の6第3号において「運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる」とした趣旨は、同号に係る場合は同条第1号又は第2号に係る場合と異なり、公安委員会の裁量に委ねる範囲が広いことにあるが、特段の事情がない限り処分することとされたい。

(4) 使用の制限の細目基準

自動車の使用の制限の細目基準については別途指示する。

6 監督行政庁の意見聴取

法第75条第2項の自動車の使用者には、道路運送法の規定による自動車運送事業者又は通運事業法による通運事業者も含まれる。公安委員会がかかる者の使用に係る自動車について使用制限をしようとする場合においては、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならないこととされている(法第75条第3項)。「当該事業を監督する行政庁」とは運輸大臣又は陸運局長(沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)であるが、当該自動車の使用の本拠(事業所)の位置を管轄する陸運事務所を經由して意見を聴くこととなる。この規定は自動車運送事業及び通運事業の公共性にかんがみ、自動車運送事業者又は通運事業者の使用に係る事業用自動車が使用の制限を受けた場合の影響について考慮する必要があることから、監督行政庁の意見を聴くこととしたのである。監督行政庁の意見は十分にこれを聴取するとともに、一定の期間内に意見が得られるよう協力を求められたい。

なお、自動車の使用制限に係る自動車がこれらの事業者の使用する自動車で事業用自動車(軽車両等運送事業の用に供する軽自動車を除く。)以外のものであるときは、これらの自動車は専ら当該事業の遂行のために用いられるものでなく、監督行政庁の意見を聴取する必要はない。

7 公開の聴聞

自動車の使用の制限は企業等の事業活動における自動車の使用者の権利を制限するものであることから、手続の公正を担保するため聴聞を行うこととしたものである。聴聞手続の内容等については別記「自動車の使用制限に関する事務処理要領」によられたい。

8 運転禁止標章等

公安委員会は、自動車の使用制限を命じたときは、当該命令を受けた自動車の使用者に対し、規則第9条の14で定める事項を記載した文書（以下「使用制限書」という。）を交付し、かつ、当該命令に係る自動車の前面の見やすい箇所に規則第9条の15で定める様式の標章（以下「標章」という。）をはり付けることとした。

使用制限の命令は非要式行為であり、公安委員会が意思決定したときに有効に成立するが、命令の内容を確実に被処分者に通知するための使用制限書を交付するものであり、標章のはり付けは当該自動車在使用制限命令に係る自動車であることを外見上明白にし、その実効を担保する措置である。

使用制限書及び標章の交付の手続きについては、別記「自動車の使用制限に関する事務処理要領」によらるたい。

9 命令に係る自動車の使用状況の確認について

被処分者は、命令の期間に命令に係る自動車を運転し、又は運転させてはならないこととなるが、命令の履行を確保するため、定期的に当該自動車の使用の状況について調査するなど使用の状況を確認するための措置を講ずるようによらるたい。

10 標章の除去の申請等について

(1) 趣旨及び内容

標章をはり付けられた自動車について、当該自動車の使用者から当該自動車を買受けた者その他当該自動車の使用について権原を有する第三者は、規則第9条の16で定めるところにより、公安委員会に対し、当該標章を取り除くべきことを申請することができ、この場合において、公安委員会は、当該標章を取り除かなければならないこととした。

これは、標章をはり付けられた自動車の使用について被処分者以外の者で、正当な権原を有するものが、自動車の使用の制限の命令に違反しないで、当該自動車を運転することができる場合等において、標章を取り除いて、標章をはり付けられたことによる当該者が受けることになる不利益を除去しようとするものである。「当該自動車の使用について権原を有する第三者」とは、その自動車を使用することについて正当な権原を有している者で、被処分者以外のものをいう。具体的には、当該自動車を被処分者と共有する者、当該自動車を被処分者から買受けた者、当該自動車を贈与された者、被処分者が死亡した場合における相続人、被処分者に当該自動車を貸していた者で当該貸借契約を解除したもの、被処分者から当該自動車を借り受けた者等である。ただし、この規定の趣旨にかんがみ、これらの者が引き続き被処分者に当該自動車を使用させることとなる場合には、これらの者はこの規定の適用を受けることがないので標章除去申請を受理する場合には十分留意されたい。

(2) 標章の除去の申請の手續

公安委員会に対する標章除去申請は規則第9条の14で定める標章除去申請書のほか、次の書類を添えて行うこととされている。

- ① 住民票の写し、登録証明書等又は登記簿の謄本
- ② 申請に係る自動車の自動車検査証

③ 申請に係る自動車の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条第1項に規定する書面の写し

④ 申請に係る自動車の使用について権原を有することを証明する書類

当該自動車を買受けた場合には売買契約書、借り受けた場合には賃貸借契約書等、申請に係る自動車の使用についての法的権限の存在を明らかにする書面をいう。

⑤ 命令の期間における自動車の使用に関し、標章除去申請者と被処分者との法律関係を明らかにする書類（当該期間において被処分者に当該自動車を使用させない旨を誓約する標章除去申請者の書面を含む。）

自動車の使用の制限の命令は被処分者の使用する自動車の使用を制限し、被処分者による違反行為を防止しようとするものであるが、一方、被処分者が処分による不利益を免れ、当該処分に係る自動車の使用を継続しようとするおそれがあることにかんがみ、脱法的行為を防止するため提出させることとする書面で、命令の期間における自動車の使用に関し、当該自動車を使用する権原を有する申請者と被処分者との法律上の関係を明らかにするものをいう。具体的には、当該自動車に関し賃貸借契約を解除し、命令の期間に被処分者が使用の権原がないことを証する書面等をいう。なお、特別の事情のない限り、命令の期間に被処分者に当該自動車を使用させない旨を誓約する書面を前述の書面に合わせて提出させるとともに、被処分者から当該自動車を使用しない旨を誓約する書面を提出させるよう指導されたい。命令の期間における自動車の使用に関し、標章除去申請者と被処分者との法律関係を明らかにする書類を提出させることができない場合においては、標章除去申請者の誓約に係る書面に加えて被処分者から命令の期間に当該自動車を使用しない旨を誓約する書面を提出させるようにされたい。

(3) 標章除去申請の受理及び標章の除去

標章除去申請者が(2)の①から⑤までの書面を添えて標章の除去を申請した場合においては、書面の内容について十分審査するとともに十分に意見を聴取して標章除去申請者が申請に係る自動車の使用について権原を有するものであり、かつ、当該自動車を命令の期間に被処分者に使用させないことを確認して標章除去申請書を受理することとし、標章除去申請書を受理した場合においては、速やかに標章を除去するようにされたい。

なお、標章除去申請による標章の除去が行われた場合においても処分はなお効力を有し、命令の期間に再び被処分者が当該自動車を使用することとなるときは、再び標章をはり付けることができる。このことから、標章除去申請による標章の除去が行われた場合においても被処分者の自動車の使用の状況を十分は握するよう努められたい。

11 命令の期間満了による標章の除去について

標章除去申請により公安委員会が標章を除去する場合を除き、何人も命令の期間が満了するときまでは、標章の除去等を行うことが禁止されている。

命令の期間が満了したときは、標章は何人でも除去することができるが、原則として警察が除去することとし、被処分者が除去することとなるときは、標章の除去について被処分者に公安委員会にその旨を報告するよう指導されたい。

第4 罰則に関する規定の整備

自動車の使用者の義務等に関する規定に違反する行為について罰則が次のように改められたので留意されたい。

1 下命又は容認の禁止に関する規定関係

自動車の使用者等が、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の表の左欄に掲げる違反行為を下命又は容認した場合には右欄に掲げる罰則が課せられる。

左 欄	右 欄
無免許運転	6月以下の懲役又は5万円以下の罰金
最高速度制限超過運転	6月以下の懲役又は5万円以下の罰金
酒酔い運転	2年以下の懲役又は5万円以下の罰金
酒気帯び運転（酒酔い運転を除く。）	3月以下の懲役又は3万円以下の罰金
麻薬等運転	2年以下の懲役又は5万円以下の罰金
過労運転等（麻薬等運転を除く。）	6月以下の懲役又は5万円以下の罰金
無資格運転	6月以下の懲役又は5万円以下の罰金
積載制限違反運転	3月以下の懲役又は3万円以下の罰金

なお、自動車の使用者が業務主である場合には、両罰規定の適用があることに留意されたい。

2 自動車の使用の制限の命令に関する規定関係

自動車の使用者が公安委員会による自動車の使用制限の命令を受けた場合に当該命令に従わなかったときには3月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処せられることとされている。主体は当該命令を受けた使用者であり、行為は当該命令に係る自動車を運転し、又は運転させることである。運転の目的及び用途は問わず、その業務に関連して運転の用に供する場合でなく私用に用いる場合においても違反が成立する。ただし、傷病者の緊急搬送等特別の事情がある場合に命令に係る自動車を運転したときには、事情を十分勘案し、適切な措置を講ずるようされたい。なお、本罪については両罰規定の適用があるので留意されたい。

被処分者と通謀して、当該自動車の使用について権限を有する第三者と称し、公安委員会による標章の除去を受け、当該自動車を被処分者に使用させた者は本罪の幫助犯である。

3 標章の損壊罪に関する規定関係

何人も、使用制限の命令によって自動車にはり付けられた標章を破損し、又は汚損してはならず、また当該自動車に係る運転禁止の期間を経過した後でなければこれを取り除いてはならないものとされている。これに違反したときは1万円以下の罰金又は科料に処せられる。

自動車の使用制限に関する事務処理要領

第1 総則

1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律105号。以下「法」という。）第75条第2項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の6の規定に基づき都道府県公安委員会が行う自動車の使用制限に関する事務処理手続きについて標準的な処理要領を定め、その適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 使用制限

法第75条第2項の規定に基づき、公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(2) 処分対象行為

令第26条の6の各号に期定する使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる行為をいう。

(3) 処分事由

令第26条の6第2号及び第3号の各表の下欄に掲げる事情をいう。

(4) 政令基準

令第26条の6に規定する使用制限に関する基準をいう。

(5) 細目基準

「自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準」

(6) 警察本部

警視庁及び道府県警察（北海道の方面を含む。）の本部をいう。

(7) 警察署等

警察署、交通機動・警ら隊、高速道路交通警察隊、警察本部の交通事故捜査担当課をいう。

(8) 警察署長等

警察署等の長をいう。

(9) 取締り警察官等

交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び事故処理に従事する警察官をいう。

3 適正な事務処理

使用制限に関する事務処理に当たっては、警察署及び警察本部における事務処理体制を整備するとともに、関係各課（係）相互の連絡体制の緊密化、関係記録の作成及び保管、整理方法、その他関係事務の全般にわたって創意工夫をこらし、その適正かつ能率的な事務処理に努めるものとする。

4 処分の迅速処理

使用制限に関する処分は、企業等の活動に伴う道路交通上の危険を排除するとともに、将来にお

ける道路交通の危険の防止を図ることを目的として行うものであるから、自動車の使用制限に関する処分事由が生じたときは、速やかに処分を行うものとする。

5 都道府県警察相互間の連絡、協力

処分対象行為に係る事案（以下「処分事案」という。）の移送及び使用制限に係る処分（以下「処分」という。）執行依頼等に関する事務は、関係都道府県警察相互の緊密な連絡と協力のもとに行うものとする。

第2 警察署等における事務処理要領

1 処分事案の報告

取締り警察官等は、交通違反事件を検挙（告知）したとき、又は交通事故事件の捜査処理の過程において処分事案を発見したときは、速やかに別記様式第1の「自動車使用制限事案報告書」（以下「報告書」という。）を作成するとともに、当該事案に係る交通反則切符、交通切符、現認報告書、その他の捜査書類等を添付して、警察署長等に報告しなければならない。

2 報告書等の審査

警察署長等は、前記1の報告を受けたときは、当該事案が処分対象行為に該当するかどうかについて審査するとともに、事実の認定についての誤り又は報告書等の記載内容に不備がないかどうかを審査し、所要の整備をするものとする。

3 処分事案の上申

- (1) 処分事案の上申は、別記様式第2の「自動車使用制限事案上申書」（以下「上申書」という。）を作成のうえ、警察本部主管課（以下「主管課」という。）に対して行うものとする。なお、当該処分事案に係る自動車の使用の本拠（以下「事業所」という。）の位置が他の警察署又は他の都道府県警察の管轄区域内のものについては、上申書の所定欄にその旨を記入するものとする。
- (2) 処分事案の上申に当たっては、当該事案の事実の証明に必要な関係書類等を添付して行うものとする。添付する資料は、次に掲げる資料等の全部又は一部とし、必要に応じて他の書類を加えるものとする。

- ア 交通反則切符2枚目（交通事件原票）の写し
- イ 交通切符2枚目（交通事件原票）の写し
- ウ 現認報告書の写し
- エ 捜査報告書の写し
- オ 送致書の写し
- カ 供述調書（被疑者、参考人）の写し
- キ 実況見分調書の写し
- ク 処分事案に使用した自動車の自動車検査証の写し
- ケ その他処分事案の事実の証明に必要な資料

第3 警察本部等における事務処理要領

1 上申書等の審査

主管課長は、警察署長等から送付された処分事案に係る上申書等を受理したときは、当該事案が使用制限の対象になるかどうかについて審査し、当該事案がその対象となるものであるときは、処

分対象行為の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。

2 処分事案の移送等

前記1の審査の結果、処分対象行為に該当するもののうち、事業所の位置が他の都道府県警察の管轄区域内にあるものについては、別記様式第3の「自動車使用制限事案移送通知書」（以下「移送通知書」という。）を作成し、関係書類等を添付して当該都道府県警察に移送するものとする。

この場合において、移送通知書に添付する関係書類等については、前記3の(2)を準用するものとする。

3 事業所カードの作成及び保管

警察署長等から送付された処分事案（他の都道府県警察に移送したものを除く。）及び他の都道府県警察から移送を受けたものについては、別記様式第4の「事業所カード」を作成し、警察署別に保管整理するものとする。

この場合において、事業所カードがすでに作成保管されている場合には、新たに上申のあった処分事案に係る事項をカードに記入するものとする。

4 処分量定

(1) 政令基準該当有無の審査

事業所カードに記入されている処分対象行為及び処分事由の内容に基づき、政令基準に該当するかどうかについて審査するものとする。

(2) 細目基準による量定

前記(1)の審査の結果、政令基準に該当するものについては、細目基準に定めるところにより点数計算のうえ、処分期間の量定を行うものとする。

5 陸運局等に対する通知及び意見聴取

前記4により、処分量定を行った事業所の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者又は通運事業法の規定による通運事業者（以下「運送事業者」という。）であるときは、別に定めるところにより当該運送事業者の事業所の位置を管轄する陸運事務所長を経由して運輸大臣又は陸運局長（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長。以下同じ。）に対して通知し、意見を聴かなければならないものとする。

6 聴聞手続

(1) 聴聞の通知

処分基準に該当する事業所の使用者（以下聴聞手続の項において「被聴聞者」という。）に対する聴聞の通知は、聴聞期日の1週間前までに別記様式第5の「自動車使用制限に関する聴聞通知書」（以下「聴聞通知書」という。）により行うものとする。

なお、聴聞通知書を郵送する場合には、配達証明郵便によるものとする。

(2) 聴聞の公示

聴聞を行う場合の公示は、別記様式第6により行うものとする。

なお、聴聞の期日及び場所の公示は、各都道府県公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(3) 聴聞の主宰者

ア 聴聞は、公安委員会の指名する公安委員又は公安委員会から都道府県警察本部長（以下「本部長」という。）が委任を受けている場合にあつては、本部長の指名する警察職員（以下「聴聞官」という。）が主宰して行うものとする。ただし、次に掲げる事案については、聴聞官に主宰させることができないものとする。

(ア) 処分事由の認定に関し重大な争点のある処分事案

(イ) 運送事業者に係る処分事案

(ウ) 官公署に係る処分事案

(エ) 前各号に掲げる処分事案

〔主宰することが適当でない認められる処分事案〕

イ 聴聞官には、警察職員のうち、聴聞を主宰するについて必要な法律その他の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる認められる警視以上の階級にある警察官又はこれと同等職以上の一般職員を指名しなければならないものとする。

(4) 聴聞の出席者

聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、次に掲げる者の出席を求めて聴聞を行うものとする。

ア 被聴聞者又はその代理人

イ 主宰者が必要と認める参考人

ウ 当該処分事案に関する事務を取扱う警察官

(5) 聴聞事項等

ア 聴聞は、公開による口頭審問の方法により、次の事項について行うものとする。

(ア) 処分事由

(イ) 処分事由の原因となつた動機及びその情状

(ウ) その他処分決定上の参考事項

イ 主宰者は、被聴聞者又はその代理人から意見の陳述若しくは証拠の提出の申請があつた場合は、これを受理することができるものとする。

(6) 被聴聞者等の出席しない場合等の措置

主宰者は、被聴聞者又はその代理人が正当な理由なく聴聞期日に出席しなかつたとき、又は被聴聞者の所在が不明であるため、前記(1)の通知をすることができず、かつ、前記(2)の公示をした日から30日を経過してもその者の所在が判明しないときは、聴聞を行わないで処分を行うことができるものとする。

(7) 聴聞記録の作成

主宰者は、聴聞を行つた場合には、聴聞関係出席者の氏名並びに聴聞の経過及び内容の要点を記録しておくものとする。

7 処分の執行手続

(1) 使用制限書の作成

公安委員会が処分決定をした事案については、別記様式第7の「自動車の使用制限書」（以下

「使用制限書」という。)を作成するものとする。

(2) 使用制限書及び標章の送付

主管課長は、当該処分に係る事業所の位置を管轄する警察署長に対して、使用制限書及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の15で定める様式の標章(以下「標章」という。)を送付するものとする。

(3) 処分の執行

前記(2)の使用制限書及び標章の送付を受けた警察署長は、速やかに当該処分に係る事業所の使用者(以下「被処分者」という。)に対して、使用制限書を交付するとともに、当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇所に標章をはり付けるものとする。

(4) 処分通知の際の留意事項

ア 使用制限書を交付する際には、使用制限書の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認するものとする。

イ 処分通知をする場合は、あらかじめ口頭で処分理由を告げてから使用制限書を交付するものとする。

(5) 処分執行結果の報告

警察署長は、前記(3)により処分を執行したときは、別記様式第8の「自動車使用制限処分執行報告書」(以下「処分執行報告書」という。)に処分の執行年月日時、場所、使用制限書の交付者の氏名等を記入のうえ、主管課長に送付するものとする。

(6) 他の都道府県警察に対する処分執行依頼

ア 公安委員会が処分決定後、被処分者及び当該処分に係る自動車の使用の本拠が他の都道府県警察の管轄区域内に変更した場合は、変更先の都道府県警察に対して別記様式第9の「自動車使用制限処分執行依頼書」(以下「処分執行依頼書」という。)を作成のうえ、使用制限書、標章、その他関係書類を添付して処分の執行を依頼するものとする。

イ 前記アの処分執行依頼を受けた都道府県警察においては、速やかに処分を執行するとともに、その結果を前記(5)の要領により処分執行依頼のあった都道府県警察に対して、連絡するものとする。

8 事業所カードの記入

主管課長は、警察署長から送付された処分執行報告書を受領したときは、事業所カードに処分結果に関する事項を記入するものとする。

9 標章の除去

(1) 標章の除去申請の受理及び除去に関する事務については、当該申請に係る自動車の使用の本拠を管轄する警察署長が行うものとする。

(2) 標章をはり付けられた自動車について、当該自動車を買受けた者その他当該自動車の使用について権原を有する第三者から当該標章の除去について申請を受領した場合には、標章除去申請書のほかに次の書類を添付又は提示させるものとする。

ア 申請者の住民票の写し、外国人登録証明書、身分証明書又は登記簿の謄本

イ 申請に係る自動車の自動車検査証の写し

ウ 申請に係る自動車の車庫証明書の写し

エ 申請に係る自動車の使用について権原を有することを証明する書類（例、申請に係る自動車の売買契約書、賃貸借契約書等）

オ 命令の期間における申請に係る自動車の使用に関し、標章除去申請者と当該命令に係る使用者との法律関係を明らかにする書類（被処分者に使用させない旨の申請者の誓約書を含む。）

(3) 前記(1)の標章除去申請書に添付された書面について審査し、申請者が申請に係る自動車の使用について権原を有するものであり、かつ、当該自動車を被処分者に使用させることがないことを確認した場合には、当該標章を除去するものとする。

(4) 申請内容を審査した結果、申請が手続的に不備又は内容的に不適合であると認めるときは、当該申請を却下するものとする。

10 処分事案の処理結果の記録

処分事案に係る処分の量定及び決定、聴聞手続、処分の執行、その他処分手続等の処理結果については、別記様式第2の処分結果欄に記録し、その状況を明らかにしておくものとする。

11 処分記録等の保存

事業所カード、報告書、上申書、その他関係書類の保存は、次の要領で行うものとする。

(1) 事業所カード

警察署別、事業所名の50音順に整理し、永久保存とすること。

(2) 報告書、上申書、その他関係書類

ア 処分を執行した事案の関係書類は、処分年月日順に整理し、3年間保存すること。

イ 処分決定したが、被処分者が所在不明等のため、処分未執行となっている事案については、処分決定の順に整理保管すること。

（別記様式略）